

府中市告示第52号

地方自治法第243条の2第1項及び府中市会計事務規則第34条の規定に基づき、公金の収納に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として指定した者に、当該事務を委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び府中市会計事務規則第35条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

府中市長 高野 律 雄

1 指定公金事務取扱者の名称

公益社団法人府中市シルバー人材センター
会長 松井 等

2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

東京都府中市府中町1丁目30番地 ふれあい会館1階

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

- (1) 美好水遊び広場、府中市民総合プールなどプール使用を除く各体育施設の使用に伴う府中市体育施設条例第8条及び府中市体育施設条例施行規則第7条に規定する使用料
- (2) 市内各体育館の使用に伴う府中市立体育館条例第9条及び府中市立体育館条例施行規則第8条に規定する使用料並びに府中市立体育館条例第10条に規定する使用券
- (3) 府中市生涯学習センターの使用に伴う府中市生涯学習センター条例第9条に規定する利用料金等
- (4) 府中市文化センターの使用に伴う府中市立公民館条例第9条、府中市立児童館条例第10条及び府中市立福祉会館条例第9条に規定する使用料
- (5) 府中市立府中の森芸術劇場及び府中市立府中の森芸術劇場分館の使用に伴う府中市立府中の森芸術劇場条例第8条に規定する利用料金
- (6) 府中市市民会館の使用に伴う府中市市民会館条例第6条に規定する利用料金
- (7) 府中市男女共同参画センターの使用に伴う府中市男女共同参画センター条例第9条に規定する使用料

- (8) 府中市市民活動センターの使用に伴う府中市市民活動センター条例第9条に規定する利用料金
- (9) 府中市立ふれあい会館の使用に伴う府中市立ふれあい会館条例第10条に規定する使用料
- (10) 府中市立学校施設の使用に伴う府中市立学校施設使用条例第10条に規定する使用料
- (11) 朝日フットボールパーク健康体操教室参加費等収入
- (12) 資料等複写料収入

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年3月11日

5 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年4月1日

6 補足事項

- (1) 原則的に、前出3の業務内容の1号から9号に掲げる使用料の収納は、府中市公共施設予約システムの利用者登録等に関する規則に基づき設置された機器により実施されるものとする。
- (2) 前出3の業務内容の1号から9号に掲げる使用料の収納事務は、前号の機器が何らかの原因で、本来の機能を果たせない状況において、その収納事務の本来の主管課と調整しながら行うものとする。